契約書上の契約主体の表示について

○契約書(請書)上の契約主体の表示を次のとおり変更する。(請書の場合は住所不要)

「 長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触562番地 変更前

壱岐市長 〇〇 〇〇



Γ 長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触562番地 壱岐市

変更後

市長 〇〇 〇〇 代表者

※ 前文の記載がある場合は、法人名のみ「壱岐市」と表示する。

例) 頭書の業務について、壱岐市長 〇〇〇〇 (以下「発注者」という。)と株式会社

○○○○ 代表取締役 □□□□ (以下「受注者」という。)とは、・・・・・・

※ 受注者が法人の場合は、法人名のみ。個人の場合は、個人名まで記載すること。

(参考) 地方自治法

第 2 条 地方公共団体は、法人とする。

第147条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄

し、これを代表する。

○変更理由

法人が契約締結を行う場合、契約書には「所在地・法人名・役職名・代表者名」を記載 します。しかし壱岐市の場合「所在地・役職名・代表者名」の記載となっており、市長が 個人として契約したのではなく、地方公共団体を代表して契約したのを明らかにする必要 があります。

また、起案例文集(ぎょうせい刊)によれば、正確な表示としては「〇〇市(町村) 右代表者市(町村)長〇〇〇〇」であり、できるだけ代表者を表示することが望ましいと されています。

直近の裁判例では、産業廃棄物最終処分場使用差止請求控訴事件(福岡高裁平成19年 3月22日)において、公害防止協定の当事者名が「福間町長〇〇〇〇」となっていたた め、協定の当事者が「福間町」なのか「福間町長」なのかが争点の一つになりました。

そのなかで、裁判所の指摘としては協定書の体裁上問題があるとはしたものの、協定書 の前文において福間町(甲)との間で協定を締結するとの文言があったため、これにより 端的に協定の一方の当事者が「福間町」であることを表示しているとの判断がされました。

壱岐市職員及び市内の業者は現行の表記に慣れており、通常はあまり問題にならないと 思いますが、こうしたケースもありますので、慎重な対応が必要であると考えます。